

放課後等デイサービス コロナ・ウイルス対策支援事業

Q & A

このQ & Aでいう(1)～(4)については、学校休業に伴い生じた放課後等デイサービスのうち、以下のことを指します。

- (1) 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- (2) 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- (3) 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- (4) 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

Q1 当事業所で今まで契約をしてなかった人が、学校の休校に伴い急遽放課後等デイサービスを利用されたのだが、(1)の対象となるのか？

A1 事業所にとっての新規利用者が対象になるわけではありません。今回の学校の休校の措置を受けて、急遽支給決定を受けた児童が対象となるため、受給者証の交付時期や利用者から事情をヒアリングし判断をしてください。

Q2 (2)について、「学校休業に伴いサービス利用増があった」とは、どのように判定をすればよいですか？

A2 2月の利用実績や取り決めなどと比べて増えたかどうかを判定してください。その際、他事業所の利用状況についても確認し、単に他の事業所からの振り替えでないことを利用者からヒアリン

グをしてください。

Q3 新規の利用者が営業時間 1 時間前からの受け入れを希望してきた。延長支援加算をとれるのか？その際、当該事業として報告できるのか？

A3 延長支援加算を取れるケースと推察され、当該事業として報告をできる案件です。

Q4 警告やエラーなどはどのように処理する予定でしょうか？

A4 電話などを用いて書類の差し替えなどの対応を依頼します。